

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 3 月 14 日 (火曜日)

定 期 第 392 号

目 次	ページ	
○告示		指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定 (教委・高校教育課) 130
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	129	○教育委員会教育長訓令
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	129	神奈川県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する規程 (教委・総務室) 130
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	130	○公告
建築基準法による道路の指定 (県土整備・建築指導課)	130	都市計画の図書の写しの縦覧 (3 件) (県土整備・都市計画課) 131
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所) 131
		収用の裁決手続の開始決定 (収用委員会) 131
		公示による裁決書正本の送達 (収用委員会) 132
○教育委員会告示		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL: <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示
神奈川県告示第71号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 5 年 3 月 14 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 5 年 3 月 14 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治
1 道路の種類
一般国道

2 路線名

467 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
大和市下和田字下ノ原767番 4 から	旧	16.0メートルから	7 メートル
同 733番 4 まで		19.4メートルまで	
同	新	16.0メートルから 18.4メートルまで	同

神奈川県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 3 月 14 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
善行 1 丁目 1	藤沢市善行一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	善行 1 丁目 1	藤沢市善行一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
善行 1 丁目 1	藤沢市善行 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	善行 1 丁目 1	藤沢市善行 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図面は、神奈川県平塚土木事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指 定 年 月 日	指 定 番 号	指 定 し た 道 路 の 位 置	延 長	幅 員
令和 5 年 1 月30日	平土第3870号	高座郡寒川町田端1, 162の 1 から 同 3, 350の 1 まで	メートル 256. 24	メートル 10. 50 ～12. 50
		高座郡寒川町田端1, 748の 7 から 同 3, 358の 1 まで	154. 58	8. 00
		高座郡寒川町田端3, 350の 1 から 同 1, 334の 2 まで	364. 73	10. 25
		高座郡寒川町田端1, 498の 3 から 同 1, 424まで	134. 58	8. 00 ～9. 75
		高座郡寒川町田端1, 442の 1 から 同 1, 425まで	150. 77	6. 00
		高座郡寒川町田端1, 420から 同 1, 428の 1 まで	96. 70	6. 00

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 2 号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第 3 項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目を令和 4 年 4 月 1 日付けで次のとおり指定した。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地
湘南芽吹高等学院
横須賀市汐入町 3－36の11
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連 携 措 置 に 係 る 科 目	連 携 措 置 に 係 る 科 目 に 対 応 す る 高 等 学 校 の 科 目
-------------------	--

総 合 実 践 総 合 実 践

教育委員会教育長訓令

神奈川県教育委員会教育長訓令第 3 号

庁 中 一 般
所管機関一般

神奈川県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正
する規程

神奈川県教育委員会関係職員服務規程（昭和38年神奈川県教育

委員会教育長訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

第13条第 1 項中「第 7 項」の次に「及び第 8 項」を加え、同条第 9 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 第 1 項の規定にかかわらず、所属長は、育児又は介護を行う職員（育児短時間勤務職員等その他総務室長が別に定める職員を除く。）の勤務時間の割振りについて、当該職員から職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第29号）第 2 条第 4 項の規定による申告があつた場合は、当該申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合を除き、総務室長が別に定めるところにより当該職員の勤務時間を割り振ることができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

第13条の 3 第 1 項中「、第 6 項及び第 7 項」を「及び第 6 項から第 8 項まで」に改め、「3 時間45分」の次に「(第13条第 8 項に規定する勤務時間が割り振られている職員にあつては、同日の勤務時間から 4 時間を減じた時間)」を加え、同条第 2 項中「、第 6 項及び第 7 項」を「及び第 6 項から第 8 項まで」に改める。

第15条第 8 項中「又は 3 時間45分」の次に「(第13条第 8 項に規定する勤務時間が割り振られている職員にあつては、同日の勤務時間から 3 時間45分又は 4 時間を減じた時間)」を加える。

第45条第 1 項から第 5 項までの規定中「及び第 7 項」を「、第 7 項及び第 8 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

都市計画法第20条第 1 項の規定により相模原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画土地区画整理事業橋本駅南口地区土地区画整理事業

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により相模原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

(1) 相模原都市計画道路 3・1・2 号橋本駅東通り線

(2) 同 3・3・7 号橋本西通り線

(3) 同 3・4・19号橋本相原線

(4) 同 3・4・21号橋本駅水川線

(5) 同 3・1・3 号橋本駅南口駅前通り線

(6) 同 3・3・8 号大西大通り線

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により相模原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画地区計画橋本駅南口地区地区計画

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字下大塚1, 731の 1 ほか11筆
開発区域の面積	2, 002. 88平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町中津4, 061の20
開発許可を受けた者の氏名	株式会社モリショウ・不動産 代表取締役 森 政雄
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 8 月24日 神奈川県指令厚土第610008号

土地収用法第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

令和 5 年 3 月14日

神奈川県収用委員会

会長 原 田 一 明

1 起業者の名称及び住所

横浜市

- 横浜市中区本町六丁目50番地の10
- 2 事業の種類
横浜国際港都建設道路事業 3・6・5号保土ヶ谷二俣川線（本宿地区）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和 5 年 3 月 2 日

別表

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地							土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
		登記簿	現 況	登記簿	実 測						
横浜市旭区本宿町	74番23	山林	宅地	70	69.76	69.76	倉本 正一	横浜市旭区本宿町37番地	東日本電信電話株式会社	横浜市中区山下町198番	土地賃借権
									東京電力パワーグリッド株式会社	横浜市中区弁天通一丁目 1 番地	土地使用借権
									横浜ケーブルビジョン株式会社	横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地	土地使用借権
横浜市旭区本宿町	97番12	畑	宅地	139	139.96	139.96	倉本 正一	横浜市旭区本宿町37番地	首都圏輸送サービス株式会社	横浜市旭区本宿町97番地の 1	土地賃借権
									東京電力パワーグリッド株式会社	横浜市中区弁天通一丁目 1 番地	土地賃借権
									東電タウンプランニング株式会社	横浜市中区山下町273番地 J P T 元町ビル 4 階	土地使用借権
									東日本電信電話株式会社	横浜市中区山下町198番	土地使用借権
									横浜ケーブルビジョン株式会社	横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地	土地使用借権
									K D D I 株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号	土地使用借権
									横浜市	横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10	土地使用借権

土地収用法第66条第 3 項の規定に基づいて送達することとされている次の書類は、神奈川県収用委員会事務局に保管してあるので、当委員会事務局で交付を受けてください。

なお、受領しないときは、令和 5 年 4 月 4 日にその送達を受けたものとみなされます。
令和 5 年 3 月14日
神奈川県収用委員会

会長 原 田 一 明

1 事件名

厚木都市計画道路事業 3・4・12 号酒井長谷線に係る土地収用の裁決申請事件及び同明渡裁決申立事件 (令 4 収第 1 号事件)

2 送達する書類

裁決書正本

3 送達を受けるべき者

厚木市愛甲東三丁目 1, 628 番 2 に所在する土地の登記記録の表題部所有者名義人早川ツギ又はその相続人